

令和5年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年8月25日(金) 午前8時55分～10時20分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (1番 池田 善之 委員 ・ 2番 蓑手 幹夫 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消し
(1件) について

日程第2 報告議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
(4件) について

日程第3 報告議案第20号 農地の転用事実照会に関する回答(1件) について

日程第4 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件) について

日程第5 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件) について

日程第6 議案第46号 農用地利用集積計画案(新規1件) について

日程第7 議案第47号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規31件) について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第8回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長からあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、令和5年第8回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条によりまして、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。お手元に配付してあります会次第に従いまして進めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対しまして、出席委員数 11 名、欠席委員 1 名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も、出席されていることを報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員に、1 番 池田善之 委員、2 番 蓑手幹夫 委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、早速議事に入ります。まず、日程第 1 報告議案第 18 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第1報告議案第 18 号農地法第4条第1項の規定による許可指令書

の取り消し1件についてであります。1ページをお開きください。令和3年6月4日付指令い申農委第4-1号の取り消しについての申請であります。申請人は山林に転用するため苗木を植えましたが、なかなか活着していない状態で、今回知人からの隣接地と共に、本件地の売買申し入れがあったことにより、売却したいため取り消し願いをするものであります。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第1報告議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件については、申請のとおり取り消しするということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可指令書1件の取り消しについては、申請のとおり取り消しするということで決定いたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(農地中間管理法分)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

3ページをお願いします。日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は4件9筆13,484㎡です。1番は、後程20ページの日程第6議案第46号農用地利集積計画書案にてご審議いただきますが、新規就農者として自立する息子さんへの経営移譲を行うための合意解約です。2番と3番は、今後中間管理機構を介せず、相対で耕作を行うための合意解約です。4番は来月以降に新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分4件につきましては、ただ今説明のあった内容で通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分4件につきましては、通知のあったとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第3報告議案第20号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3報告議案第20号農地の転用事実照会に関する回答についてであります。なお、訂正がありましたので、配付してあります7ページにつきましては、差替えをお願いします。4ページをお開きください。令和5年8月14日付で鹿児島地方法務局川内支局から依頼のありました照島〇〇、畑、232㎡については、令和4年11月25日の総会で非農地判断され、令和5年3月に農用地から除外されたことにより、令和5年7月19日に非農地通知を発送しております。それに関しまして、7ページが回答になります。令和5年8月18日に久木山代理、後潟局長、事務局の松原で現地確認を行ない、7ページのとおりの回答するものであります。

1.土地の現況が農地であるか、否かは「否」となっております。

2.転用許可がされている時は、許可年月日、許可条項、転用目的、許可申請者の住所・氏名については、転用許可の申請はありません。

3.転用許可がされていない時は、その旨については、「山林化による非農地通知を令和5年7月19日に発送」しております。

4.3の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を非農地に変更しているときは、現状回復命令が発せられる見込みの有無については、荒廃によるため「無」です。

5.建物の建築の制限等の規制がされている区域内の土地であるか、否かについては、「否」であります。

6.その他参考となる事項としまして、「令和4年11月25日に非農地判断し、令和5年3月に農用地区域から除外される」と法務局へ回答しようとするものです。

なお、法務局へ経緯等確認したところ、地目の変更申請が提出されましたが、非農地通知等何も添付されておらず、確認のための照会とのことです。以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の方から説明がありました。現地調査をなさった委員の方は、何か特にございませんか。

久木山委員 調査をしたところ、非農地で問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第3報告議案第20号農地の転用事実照会に関する回答につきましては、差替えのあった分の7ページの内容で回答することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第3報告議案第20号農地の転用事実照会に関する回答については、7ページ掲載の内容で回答することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですが、2件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告が終了した後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 日程第4議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。8ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。この申請は、令和3年第12回の総会の3条申請で、贈与にて無償譲渡申請があったものが、譲渡人から売買へ変更したいと申出があり、総会当日に取下げ願いが提出されたものです。今回は双方の話し合いで、売買をすることになっています。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。申請地は譲受人が今まで相対で耕作をしておられます。申請地の1筆は、自宅の隣です。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。調査は【正】を池田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1 番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、8月23日午前9時より代理人の行政書士立会いのもと、本場委員と調査を実施しましたので報告いたします。申請地は農用地区域内農地の田と、農用地区域外農地の畑です。位置図は8ページ、9ページを参照してください。申請地は譲渡人の自作地ではなく、譲受人が耕作しております。譲受人は申請地を売買により取得して、引続き自家消費用の水稻と、トマト、きゅうり、大根、玉ねぎ等の野菜を栽培するということです。農作業に従事する者は2名で、農機具についてはトラクター、田植機、草払い機等農機具一式を所有されています。自宅からの通作距離は田は1.8 km、畑は5 mです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それではNo.2について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

10 ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は麓土地区画整理事業内の、農用地区域外農地です。申請地は自宅の隣です。譲受人は所有する農地はありませんが、今までも相対で耕作しておられます。譲渡人は6名の共有名義になっております。持分につきましては、議案のとおりです。調査は【正】を西委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5 番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、調査報告いたします。8月22日午前9時半より、譲受人本人と、代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しました。資料の10ページから11ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。売買によりこの農地を取得し、自家消費用の野菜等を栽培するための申請です。農機具保有状況は耕耘機、トラクター等一式保有しています。労働力は1人です。自宅は隣にあり、現在すでに耕作されており、今後も耕作されると思われます。私どもとしては何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今2件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。

まず8ページ、9ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑
ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に10ページ、11ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。譲受人の方は、現在経営面積は0となっておりますが、色々農業機械は耕耘機とか、トラクターとか一式持っているらしいようですが、それは何か別に使っているらしいのでしょうか。

西委員

それは、出身が生福の方らしいんですが、そちらで田んぼを手伝っているということでしたので、一式農業機械を持っているということでした。

議長

ということは、相対で借りて作っているということなんですか。

西委員

はい、作っているという話をされていました。

棚町主査

よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

棚町主査

亡くなったお父さんと、亡くなったおじさんの田んぼが生福にあると聞いておりますので、そちらを相対で借りているということだと思います。

議長

はい、了解しました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。今回の申請は4件です。4件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は県の河川拡張事業により立ち退かないといけなくなったため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、8月22日午前8時50分から、行政書士、西委員と3人で調査をいたしました。場所は12ページ、13ページをご覧ください。譲受人は、県の河川拡張事業により立ち退かないといけなくなったため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいということです。第3種農地で第1種住居地域内にある農地です。資金は自己資金です。土地は現状のまま利用します。北側にはブロックを積み、隣接地と境界をします。提出書類は被害防除計画書他、備考欄に記載してあります。東が宅地、西も宅地、南が道路、北は畑です。緑地、緩衝地を1.2m幅設けます。用水は公共上水道、雨水排水は南側水路に放流、污水生活雑排水は合併浄化槽で処理します。許可が出次第着工します。私達の調査したところ、何ら問題はないと判断をいたしました。皆様のご審議方よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。14ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、父から申請地を贈与により譲り受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、8月20日午後2時より行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は14ページ、15ページを参照してください。転用目的は借家住まいで手狭なため、父より申請地を譲り受けて自宅を建築するためです。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。申請地は現状のまま利用し、周囲には農地はありません。用・排水計画の用水計画は、公共上水道、雨水排水は溜枡で水路放流。汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽です。申請地の東、西、南側は宅地、北側は道路です。着工は許可後9月に予定されております。被害防除計画書等は、5条申請書の備考欄に記載してあります。私達の調査では、特に問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。16ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいのため、祖父から申請地を贈与により譲り受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3について、8月21日（月）午前9時より、行政書士立会いのもと、西村委員と調査をしましたので報告いたします。資料の16ページ、17ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。転用目的は、現在借家住まいのため、申請地を贈与にて譲り受け、住宅を建築したいということです。なお、資料の⑧、⑪は田となっておりますが、畑で耕作中です。申請地の東側は宅地、西側は畑、南側と北側は道路です。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用します。これに伴う被害防除策は、西側隣接地との境界にはブロックを積みます。周辺の農地の日照、通風などに支障を及ぼさない対策として、建物の高さを5.5m程度にします。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流。汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金調達計画は融資で、工事は9月から令和6年2月までの計画です。融資証明書他5条申請の備考欄に記載して

あります書類が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.4について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4についてご説明いたします。18 ページをお開きください。譲受人は現在霧島市で建築業や不動産業等を営む会社法人で、申請地を買い受けて、建売住宅を建てたいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4 番川畑です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.4 についてご報告いたします。8 月 20 日（日）午後 1 時 30 分より、行政書士立会いのもと、外菌委員と私で調査を実施しました。場所等につきましては 18 ページ、19 ページを参照してください。転用の目的は、譲受人は霧島市で建築業や不動産業等を営む会社法人で、申請地を買い受けて、建売住宅を建てる計画です。農地区分は第 3 種農地、第 1 種中高層住居専用地域です。申請地は麓土地区画整理事業地域内にあり、造成工事は完了されており、現状のままで使用、土砂流出のないようにすることです。周囲の状況は東側と南側は宅地、西側と北側は道路です。用・排水計画の用水は公共上水道、雨水は溜枡に集水し、道路側溝へ排水します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で浄化後西側道路側溝へ排水する計画です。目的の確実性は、許可後速やかに着工したいということです。なお、資金は自己資金、被害防除計画書等資料の備考欄に記載されておりますので、参照ください。私どもの調査では、問題はないと判断いたしましたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今No.1 から 4 について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、12 ページ、13 ページのNo.1 について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次の 14 ページ、15 ページのNo.2 について皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 16 ページ、17 ページのNo.3 について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 18 ページ、19 ページのNo.4 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第5議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第6議案第46号農用地利用集積計画書案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

20 ページをお願いします。日程第6議案第46号8月分の農用地利用集積計画書案は、1件2筆 9,614 m²で、新規の申請です。先程、3ページの日程第2報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分の1番で、ご審議いただきました農地です。お父さんから新規就農者となる息子さんへ経営移譲をするため、早期に契約をしたいための利用権設定です。よろしくお願いします。

議長

今回は1件2筆で、父親から息子さんへの経営を譲るための利用集積計画書案です。皆様から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第46号農用地利用集積計画書案につきましては、報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第46号農用地利用集積計画書案1件につきましては、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第7議案第47号農用地利用集積計画書案（一括方式）を議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員については、すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇、〇〇、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

21 ページから 24 ページをお願いします。日程第7議案第47号9月1日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で31件39筆35,540㎡です。前は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更するものが、4、8、9、21、23、26番で、これらを含めて全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。今回は31件39筆35,540㎡です。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第47号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第47号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。3人の委員の方々はまた自席へお戻りください。

〇〇、〇〇、〇〇委員着席後

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

•

•
